

(案)

平成22年度文部科学省予算執行計画

資料2-1

平成22年3月 日

予算監視・効率化チーム

「予算編成等の在り方の改革について」（平成21年10月23日閣議決定）及び「予算監視・効率化チームの設置について」（平成22年2月26日文部科学大臣決定）に基づき、平成22年度文部科学省予算執行計画を以下のとおり定める。

第1 予算監視・効率化の推進体制

1. 予算監視・効率化チームの構成・役割

(1) 予算監視・効率化チーム（以下「チーム」という。）の構成は次のとおりとする。

チームリーダー：鈴木 寛 文部科学副大臣

サブリーダー：後藤 斎 文部科学大臣政務官

事務局 長：大臣官房長

事務局長代理：大臣官房政策評価審議官

事務局次長：大臣官房人事課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長、大臣官房政策課長、大臣官房国際課長、大臣官房文教施設企画部施設企画課長

構成員（各局等責任者）：生涯学習政策局政策課長、初等中等教育局初等中等教育企画課長、高等教育局高等教育企画課長、科学技術・学術政策局政策課長、研究振興局振興企画課長、研究開発局開発企画課長、スポーツ・青少年局企画・体育課長、文化庁長官官房政策課長、国立教育政策研究所研究企画開発部長、科学技術政策研究所総務研究官、下記2(1)に定める者

(2) チームは、効率的な予算執行の推進を図るとともに、執行実態を適切に踏まえた予算とするため、本計画を策定し、次に掲げる予算監視・効率化に向けた取組を実施する。

- ① 支出負担行為に関する計画の策定（第2の1参照）
- ② 支出負担行為に関する計画の進捗把握・管理（第2の2参照）
- ③ 予算執行計画の自己評価（第2の3参照）
- ④ 予算執行上の重要な決定等についての事前審査（第2の4参照）
- ⑤ 行政事業レビューの実施（第2の5参照）
- ⑥ 国民の声の受付・対応、改善への取組（第2の6参照）
- ⑦ 予算執行の効率化等に向けて職員の参画や意識の向上を図る取組（第2の7参照）
- ⑧ 予算執行の情報開示の充実（第2の8参照）
- ⑨ 特命事項への取組（第2の9参照）

2. チームに参画させる外部有識者とその役割

(1) チームにメンバーとして参画させる外部有識者は、次表の左欄に掲げる属性の者から同欄に掲げる人数をチームリーダーが指名するものとし、それぞれ次表の右欄に掲げる役割を担うものとする。

(案)

属性 (人数)	役 割
①弁護士及び公認会計士 (2名)	予算監視・効率化に向けた取組の策定、進捗管理及び自己評価に関する助言 (第2の1から8参照)
②学識経験者 (1名)	特命事項 (研究費・プロジェクト系教育経費の効果的予算措置の検討) への取組の助言 (第2の9参照)

(2) 上記(1)のほか、各取組において意見を聴取し、又は助言を得るため、チームリーダーは必要に応じて外部有識者を参画させることができる。

3. チームの定例会合

本計画の進捗管理及び自己評価を行うため、原則として四半期毎に、チームの構成員が参加する定例会合を開催する。

4. 推進実務を担う組織の設置、構成、役割

(1) チームの取組を推進するため、チームに「予算監視・効率化推進グループ (以下「グループ」という。) を置く。構成員は次のとおりとする。

大臣官房人事課計画調整班主査、大臣官房総務課行政改革推進室長、大臣官房会計課財務分析評価企画官、大臣官房会計課予算企画調整官、大臣官房会計課会計監査企画官、大臣官房会計課副長、大臣官房会計課総務班主査、大臣官房会計課財務企画班主査、大臣官房会計課総括予算班主査、大臣官房会計課監査班主査、大臣官房会計課経理班主査、大臣官房会計課管理班主査、大臣官房会計課用度班主査、大臣官房政策課評価室長、大臣官房国際課課長補佐、大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長、大臣官房文教施設企画部計画課課長補佐、研究開発局開発企画課特別会計審査官、文化庁長官官房政策課会計室長

(2) グループは、本計画を立案するほか、その実施及び公表に関する事務を行う。

第2 予算監視・効率化に向けた取組計画

1. 支出負担行為に関する計画

(1) 計画作成対象経費

支出負担行為に関する計画を作成する経費 (以下「計画作成対象経費」という。) は、文部科学省の施策を効果的・効率的に実施する観点、及び事務経費の駆け込み費消を防止する観点から、次のとおりとする。

- ① 政策評価体系における各施策目標の達成手段である事業のうち、主要なものに係る経費 (別表1参照。以下「計画作成対象事業経費」という。)
- ② 事務経費 (別表2参照)

(2) 計画の内容

計画作成対象経費を所管する局課は、当該経費について支出負担行為に関する計画を定め、平成22年3月末までにチームに提出する。

支出負担行為に関する計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 四半期毎の支出負担行為予定額

(案)

- ② ①の時期割の考え方
- ③ 当該経費により実施する事業の実績に係る指標及びその達成目標（第2(1)②の経費を除く）
- ④ その他チームリーダーが定める事項

2. 支出負担行為に関する計画の進捗把握・管理

(1) 進捗把握の時期及び管理の方法

- ① 計画作成対象経費の所管局課は、毎月10日までに、所管する計画作成対象経費に係る前月分の支出負担行為実績額についてグループへ報告する。
- ② グループは上記報告について、計画との比較により分析を行う。
- ③ グループは、②により計画に照らして遅延のおそれがあると判断した場合は、ヒアリングなどにより原因を把握し、計画作成対象経費の所管局課に注意喚起する。

(2) 年度当初からの補助事業等の計画的な執行を促進するための目標と具体的な方法

- ① 目標：補助事業者等の適切な事業実施を確保するため、事業の実施計画に応じた適時の交付決定又は内定（以下「交付決定等」という。）を行う。
- ② 具体的な方法
 - ・ 監視対象：計画作成対象事業経費に含まれる補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。以下同じ。）。ただし、予算により補助事業者等が特定の者に定まっているものを除く。
 - ・ 監視方法
 - 1) 監視対象となる補助金等の所管局課は、平成22年4月に補助金等の執行計画を記した調書（以下「補助金等執行計画調書」という。）を作成し、チームに提出する。
 - 2) 監視対象となる補助金等の所管局課は、各四半期終了後20日以内に1)の計画の進捗状況についてグループへ報告する。
 - 3) グループは進捗状況を確認し、計画どおりに実施されていない場合はヒアリングなどにより原因を把握したうえで、監視対象となる補助金等の所管局課に注意喚起や改善要請を行う。

3. 予算執行計画の自己評価

(1) 時期

予算執行計画の自己評価は、四半期毎及び年度終了後に行う。

(2) 四半期毎の自己評価の方法

- ① グループは、上記2並びに下記4及び6から9の取組に係る各四半期の取組内容を取りまとめ、チームに報告する。
- ② チームは、計画の進捗状況を確認し、計画に照らして遅延のおそれがあると判断した場合は原因を把握し、関係局課に改善を指示する。この際、第1の2(1)①の外部有識者の意見を聴くものとする。

(案)

(3) 年度終了後の自己評価の方法

- ① グループは、概ね平成23年6月当初までに、平成22年度における次の事項について取りまとめ、チームに報告する。
 - 1) 支出負担行為に関する計画に対する実績
 - ・各月毎の支出負担行為実績額と上記1(2)①との比較及びその分析
 - ・上記1(2)③の達成状況及びその分析
 - ・上記2(2)の監視対象を含む場合は、計画と実績との比較
 - 2) 下記4及び6から9の取組実績（取組時期・内容）
- ② チームは、上記報告内容をもとに、次の事項について、各々次に掲げるような観点から評価する。この際、第1の2(1)①の外部有識者の意見を聴くものとする。
 - 1) 支出負担行為に関する計画に対する実績
計画作成対象経費の必要性、予算執行の効率性・適正性
 - 2) 下記4及び6から9の取組実績
各取組の時期・内容の適切性、今後の方向性

4. 予算執行上の重要な決定等についての事前審査

(1) 補助金等の交付決定

- ① 審査対象：前記2(2)②の監視対象とする補助金等の交付決定（ただし、6月までに交付決定等を完了するものを除く）。
- ② 審査の観点：予算執行の必要性、効率性、公平性、透明性等
- ③ 審査の方法
 - 1) 審査対象となる補助金等のうち補助金等執行計画調書において有識者が参画する審査委員会等により審査されるものについて、チームはその開催までに当該審査委員会等に審査を委任する。
 - 2) 1)の委任により有識者が参画する審査委員会等が審査を行う補助金等については、交付決定等にあたり審査委員会等の審査を経るとともに、審査委員会等は審査結果を審査終了後遅滞なくチームへ報告する。
 - 3) 有識者が参画する審査委員会等の審査を行わない補助金等については、チームが定例会合において補助金等執行計画調書に基づき上記②の観点から審査を行う。

(2) 重要な調達

- ① 審査対象
 - 1) 計画作成対象事業経費に含まれる委託費による契約（6月までに契約する場合を除く。）
 - 2) 予定価格が1億円（随意契約については1500万円）以上の契約（委託費によるもの及び6月までに契約するものを除く。）
- ② 審査の観点：予算執行の必要性、効率性、公平性、透明性、競争性等
- ③ 審査の方法
 - 1) 審査対象となる契約を所管する局課は、予算執行計画策定後速やかにチームへ次の事項を登録する。なお、上記①1)の契約について、7月以降、平成22年度

(案)

に複数回の契約を予定している場合は、そのうちの初回分についてのみ登録することとする。

- ・入札公告、随意契約の事前公告、随意契約事前確認公募、又は企画競争を前提とした公募（以下「入札公告等」という。）の時期（入札公告等を行わない場合は契約時期）
 - ・有識者が参画する審査委員会等の有無、ある場合はその名称・構成・開催時期
- 2) チームは、審査対象となる契約において有識者が参画する審査委員会等があるときは、その開催までに当該委員会へ審査事務を委任する。
 - 3) チームは、有識者が参画する審査委員会等がない契約については、公共工事又は物品・役務等の区分に応じ、それぞれ入札監視委員会又は物品・役務等契約監視委員会（以下「契約監視委員会等」という。）へ審査事務を委任する。
 - 4) 審査対象となる契約のうち2)の委任により審査委員会等が事前審査を行うものを所管する局課は、当該契約をしようとするときは、従前の例により当該委員会の審査を経るものとする。
 - 5) 審査対象となる契約のうち3)の委任により契約監視委員会等が事前審査を行うものを所管する局課は、入札公告等（入札公告等を行わない場合は契約）をしようとするときは、これらの前の四半期の最初の月の末日までに、3)の委任を受けた審査委員会等に当該契約手続の概要を提出する。なお、7月以降、平成22年度に複数回の契約を予定している場合は、そのうちの初回分についてのみ提出することとする。
 - 6) 3)の委任を受けた審査委員会等は、5)の提出があったときは、当該契約手続について、上記②の観点から審査する。
 - 7) 2)の委任を受けた審査委員会等及び3)の委任を受けた契約監視委員会等は、4)又は6)の審査をしたときは、その結果について、審査終了後遅滞なくチームへ報告する。なお、2)の委任を受けた審査委員会において、7月以降、平成22年度に複数回の契約に係る審査を予定している場合は、そのうち初回分についてのみ報告するものとする。

(3) 公共事業の箇所付け

公共事業の箇所付けに係る事前審査については、文部科学省においては「行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）」第9条の事前評価の対象となる事業がないことから、対象としない。

5. 行政事業レビュー

行政事業レビューの実施については、別紙「『行政事業レビュー』に向けての行動計画」による。

6. 国民の声の受付・対応、改善への取組

文部科学省の予算執行に関する国民の声を受け付けるため、文部科学省ホームページ上に「予算執行に関する意見箱」を設ける。

グループは、国民の声を受け付けたときは速やかに関係者と調整の上、対応する。また、

(案)

3 (2)①の報告後速やかに文部科学省ホームページ上で公表する。

7. 予算執行の効率化等に向けて職員の参画や意識の向上を図る取組

(1) 会計事務研修

会計諸法令に関する基本的知識を修得し、実務への理解を深めて効率的・効果的な事業の推進に資するため、階層・職務経験別に会計事務研修を5月～6月にかけて実施する。

上記の研修には、予算執行の効率化に積極的に取り組んでいる民間企業又は地方公共団体の担当者による全職員を対象とした講義を組み込み、効率化やコストを意識して業務に取り組むことができるよう職員の意識向上を図る。

(2) 職員からの意見の受付

行政経費の削減・効率化のための具体的な方策について、職員からの意見受付窓口（電話番号・電子メールアドレス）を設ける。

8. 予算執行の情報開示の充実

予算執行に関する情報開示（チームの取組に関する情報開示を含む。）については、原則として文部科学省のホームページで行うこととする。開示する事項及び時期については別表3のとおりとする。

9. 特命事項への取組

チームは上記1から8に掲げる事項のほか、チームリーダーの指示するところにより、予算の効率化に向けて、研究費・プロジェクト系教育経費の効果的な予算措置の検討を実施する。

この取組は、別に設置する組織に委任して実施し、当該組織は取組の結果をチームに報告するものとする。

第3 計画の見直し

本計画については、取組の実施状況等を踏まえ、必要が生じた場合には、平成22年度内においても所要の見直しを行う。

第4 その他

本計画に定めるもののほか、計画の実施に関して必要な事項は、チームリーダーが別に定める。

別表1 計画作成対象事業経費一覧

施策目標名	計画作成対象事業経費名	経費所管局課名	事前審査対象(見込)	
			委託費	補助金等
教育改革に関する基本的な政策の推進等	教育改革の総合的推進	生涯学習政策局政策課	○	
生涯を通じた学習機会の拡大	高等学校卒業程度認定試験等	生涯学習政策局生涯学習推進課		
	専修学校留学生総合支援プラン	生涯学習政策局生涯学習推進課	○	
地域の教育力の向上	学校・家庭・地域の連携協力推進事業	生涯学習政策局社会教育課 (生涯学習推進課、男女共同参画学習課、初等中等教育局国際教育課、児童生徒課、スポーツ・青少年局学校健康教育課)		◎
家庭の教育力の向上	子どもの生活習慣づくり支援事業	生涯学習政策局男女共同参画学習課	○	
ICTを活用した教育・学習の振興	ICTの活用による生涯学習支援事業	生涯学習政策局参事官付	○	
確かな学力の育成	退職教員等人材活用事業	初等中等教育局財務課		◎
	全国学力・学習状況調査の実施	初等中等教育局参事官付	○	
豊かな心の育成	道徳教育総合支援事業-学校・地域の取組への多様な支援-	初等中等教育局教育課程課	○	
青少年の健全育成	青少年を取り巻く有害環境対策の推進	スポーツ・青少年局青少年課	○	
健やかな体の育成及び学校安全の推進	食生活学習教材の作成・配布	スポーツ・青少年局学校健康教育課		
	「『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」の改訂	スポーツ・青少年局学校健康教育課		
地域住民に開かれた信頼される学校づくり	学校運営支援事業の推進(コミュニティ・スクール等)	初等中等教育局参事官付	○	
魅力ある優れた教員の養成・確保	大学における教員の現職教育への支援等	初等中等教育局教職員課		◎
安全・安心で豊かな学校施設の整備推進	公立学校施設整備事業	大臣官房文教施設企画部施設助成課		◎
教育機会の確保のための支援づくり	高等学校等就学支援金	初等中等教育局高校無償化準備室		◎
幼児教育の振興	幼稚園就園奨励費補助	初等中等教育局幼児教育課		◎
一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	特別支援教育就学奨励費負担金	初等中等教育局特別支援教育課		◎
義務教育に必要な教職員の確保	義務教育費国庫負担金	初等中等教育局財務課		◎
大学などにおける教育研究の質の向上	がんプロフェッショナル養成プラン	高等教育局医学教育課		○
	日中韓等の大学間交流を通じた高度専門職業人育成事業	高等教育局専門教育課		◎
意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	大学等奨学金事業	高等教育局学生・留学生課		
特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	私立大学等経常費補助	高等教育局私学部私学助成課		
科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成	理科教育等設備整備費補助	初等中等教育局教育課程課		◎
科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組の推進	ライフサイエンスに関する安全の確保及び生命倫理への取組	研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室		
地域における科学技術の振興	地域科学技術振興に関する事業の推進	科学技術・学術戦略官付(地域科学技術担当)		○
科学技術システム改革の先導	世界トップレベル研究拠点形成促進	科学技術・学術政策局科学技術・学術戦略官付(推進調整担当)		○
科学技術の国際活動の戦略的推進	生体機能国際協力基礎研究の推進	科学技術・学術政策局国際交流官付		
原子力安全対策、核物質の防護及び環境放射能の把握	原子力艦寄港地周辺における放射能調査	科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室	○	
学術研究の振興	科学研究費補助金	研究振興局学術研究助成課		○

(案)

施策目標名	計画作成対象事業経費名	経費所管局課名	事前審査対象（見込）	
			委託費	補助金等
研究成果の創出と産学官連携などによる社会還元のための仕組みの強化	イノベーションシステム整備事業 〈大学等産学官連携自立化促進プログラム〉	研究振興局研究環境・産業連携課		○
科学技術振興のための基盤の強化	革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラの構築	研究振興局情報課	○	○
ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進	ターゲットタンパク研究プログラム	研究振興局ライフサイエンス課	○	
	橋渡し研究支援推進プログラム	研究振興局研究振興戦略官付	○	
情報通信分野の研究開発の重点的推進	次世代IT基盤構築のための研究開発	研究振興局情報課	○	
環境・海洋分野の研究開発の重点的推進	地球観測システム研究開発費補助金（JAXA分）	研究開発局宇宙開発利用課		○
ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進	ナノテクノロジー・材料を中心とした融合新興分野研究開発	研究振興局基礎基盤研究課ナノテクノロジー・材料開発推進室	○	
原子力分野の研究・開発・利用の推進	電源立地地域対策交付金	研究開発局開発企画課立地地域対策室		◎
	放射線監視等交付金	科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室		◎
宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進	国際宇宙ステーション開発費補助金	研究開発局宇宙開発利用課		
新興・融合領域の研究開発の推進	光・量子科学研究拠点形成に向けた基盤技術開発	研究振興局基礎基盤研究課	○	
安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進	首都直下地震防災・減災特別プロジェクト	研究開発局地震・防災研究課	○	
	東海・東南海・南海地震の連動性評価研究	研究開発局地震・防災研究課	○	
子どもの体力の向上	地域スポーツ人材を活用した運動部活動等推進事業	スポーツ・青少年局企画・体育課	○	
	中学校武道必修化に向けた地域連携指導実践校	スポーツ・青少年局企画・体育課	○	
生涯スポーツ社会の実現	総合型地域スポーツクラブの育成支援	スポーツ・青少年局生涯スポーツ課	○	
	地域スポーツ指導者育成推進事業	スポーツ・青少年局生涯スポーツ課	○	
我が国の国際競技力の向上	競技力向上ナショナルプロジェクト	スポーツ・青少年局競技スポーツ課	○	
	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業	スポーツ・青少年局競技スポーツ課	○	
芸術文化の振興	子どものための優れた舞台芸術体験事業	文化庁文化部芸術文化課	○	
	優れた芸術活動への重点的支援	文化庁文化部芸術文化課		○
文化財の保存及び活用の充実	国宝重要文化財等保存整備費補助金	文化庁文化財部伝統文化課		◎
日本文化の発信及び国際文化交流の推進	芸術による国際交流活動への支援	文化庁文化部芸術文化課		
文化芸術振興のための基盤の充実	「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	文化庁文化部国語課	○	
	海賊版対策事業	文化庁長官官房国際課		
国際交流の推進	国費外国人留学生制度	高等教育局学生・留学生課留学生交流室		
国際協力の推進	日本／ユネスコパートナーシップ事業	国際統括官付	○	
	民間ユネスコ活動への助成	国際統括官付		○

※「事前審査対象（見込）」欄について

◎：第2の4の事前審査の対象となる可能性がある委託費（又は補助金等）を含む事業のうち、直接チームが審査する見込みのもの

○：上記以外で、第2の4の事前審査の対象となる可能性がある委託費（又は補助金等）を含む事業

(案)

別表2 計画作成対象経費とする事務経費一覧

項名	目名
文部科学本省共通費	職員旅費 外国旅費 庁費 国会図書館支部庁費 情報処理業務庁費 各所修繕
文化庁共通費	職員旅費 庁費 情報処理業務庁費

別表3 予算執行に関する情報開示について

事 項	公表時期	内 容
I. 予算支出状況の継続的な開示		
予算の支出状況の公表	四半期毎	所管・組織・項別(庁費及び旅費の類は目別)の、毎月の支出状況
II. 予算執行に関する意思決定の情報開示		
1. 公共調達に関する情報開示		
全ての契約に係る情報の公表(少額のものを除く)	随時※1	競争入札と随意契約の別、及び公共工事と物品等・役務の提供の別の、契約に係る情報
随意契約見直しに関する情報の公表	四半期毎	随意契約見直し後も競争性のない随意契約として残らざるをえないものの概要
2. 補助金に関する情報開示		
補助金等の交付決定に係る情報の公表	四半期毎(各四半期終了時から45日以内)※2	補助金等の交付決定について、 ①事業名 ②補助金交付先名 ③交付決定額 ④支出元会計区分 ⑤支出元(目)名称 ⑥補助金交付決定等に係る意思決定の日
III. 予算の支出先・支出目的に着目した情報開示		
委託調査費の支出状況の公表	四半期毎(各四半期終了時から45日以内) ※成果物は完成後に公表	委託調査費の支出状況について、 ①調査の名称・概要 ②契約の相手方名 ③契約形態 ④契約金額 ⑤契約締結日 ⑥成果物(概要)
タクシー代の支出実績の公表	四半期毎(各四半期終了時から45日以内)	タクシー代の会計別、組織別の支出実績
IV. チームの取組に関する情報開示		
予算執行計画	計画策定後遅滞なく	計画本文
支出負担行為に関する計画	①当初計画:計画策定後遅滞なく ②進捗状況:四半期毎	① 当初計画 ② 四半期毎の進捗状況(月次)・自己評価結果
予算監視・効率化の取組全体の自己評価	四半期毎	各四半期における予算監視・効率化チームの取組全体の実績及びその自己評価
予算執行計画にかかる総合的な自己評価	年度終了後	平成22年度における予算執行計画の取組実績及びその総合的な自己評価
予算執行に関する国民の声	年度終了後	① 国民からの声の状況(件数や主要内容) ② ①への対応・改善結果等

※1 締結した日の翌日から起算して72日(各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については93日)以内

※2 交付先法人における入札予定価格を推知させる等の特段の問題がある場合は、交付決定額については、当該補助事業の完了した四半期終了後45日以内に公表するものとする。